

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月17日
【会社名】	株式会社インフォメーション・ディベロPMENT
【英訳名】	INFORMATION DEVELOPMENT CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 船越 真樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町7番地5
【電話番号】	03(3264)3571(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長 山内 佳代
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町7番地5
【電話番号】	03(3262)5177
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長 山内 佳代
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 118,699,000円

- (注) 1. 本募集は、平成23年6月23日開催の当社第43期定時株主総会の決議及び平成23年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するものであります。
2. 募集金額はストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとします。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を売却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年7月29日に関東財務局長に提出した有価証券届出書および平成23年8月1日ならびに8月11日に同局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」および「新規発行による手取金の額」が平成23年8月17日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

欄外注記

(2) 新株予約権の内容等

「新株予約権の行使時の払込金額」の欄

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

欄外注記

(訂正前)

(注) 4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当の対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	4名	120個
当社従業員	130名	1,695個
当社子会社取締役及び従業員	19名	355個
合計	153名	2,170個

(訂正後)

(注) 4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当の対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	4名	120個
当社従業員	130名	1,695個
当社子会社取締役及び従業員	19名	355個
合計	153名	2,170個

(2) 新株予約権の内容等

「新株予約権の行使時の払込金額」の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。但し、当該金額が新株予約権割当日の終値(割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。 但し、(注)2.の定めにより、行使価額の調整を行うことがあります。
----------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は金547円とします。 但し、(注)2.の定めにより、行使価額の調整を行うことがあります。
----------------	--

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金117,397,000円(注) (注) 本有価証券届出書提出時の見込額であります。但し、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金118,699,000円(注) (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	--

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(訂正前)

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円)(注)2	差引手取概算額(円)
117,397,000	3,000,000	114,397,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者が、その権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(訂正後)

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円)(注)2	差引手取概算額(円)
118,699,000	3,000,000	115,699,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者が、その権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。